

求職者等に対するハラスメント防止について

令和8年10月1日

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

松本広域連合では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第3項の規定に基づき、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針を定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行の日（令和8年10月1日）から適用するため、受験者の皆様が安心して採用試験を受験できるよう、また、希望者の皆様が安心して職場体験等ができるよう、公正な採用試験、職場体験等の実施とハラスメントの防止に努めます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

求職活動等に関するルール

上記のようなハラスメントを防ぐため、松本広域連合の採用試験、職場体験等においては、以下のルールを遵守します。

< 採用試験 >

- 1 面接、面談等を庁舎外で実施することはありません。
また、一対一での面接・面談等は、密室で実施いたしません。
(例：カフェで面接する等)
- 2 松本広域連合が使用する連絡ツールは、原則、下記電話及びアドレスのメールのみとします。
お申込み時にご登録いただいた連絡先以外を要求することはいたしません。
(例：「LINE 教えてよ」等)

事務局総務課（TEL）：0263-87-5460

採用担当アドレス：saiyou_tantou@m-kouiki.or.jp

3 私的な接触（連絡等も含む）はいたしません。

（例：「ご飯いかない？」等）

< 職業説明、職業体験等 >

1 職業説明、職業体験等を庁舎外、あらかじめ指定された会場、WEB会議ツール以外で実施することはございません。

また、一対一での職業体験は、密室で実施いたしません。

（例：カフェで面接する等）

2 松本広域連合が使用する連絡ツールは、原則、ホームページに登録されている電話とします。

お申込み時にご登録いただいた連絡先以外を要求することはいたしません。

（例：「LINE 教えてよ」等）

3 私的な接触（連絡等も含む）はいたしません。

（例：「ご飯いかない？」等）

求職者等セクハラに関する相談窓口

採用試験において、求職者等セクハラに関するご不安や、お気づきの点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

松本広域連合 事務局総務課

TEL 0263-87-5460

区 分	担 当
採用試験	総務担当
事務局総務課が担当する職業説明、職業体験等	総務担当
事務局総務課以外の所属が担当する職業説明、職場体験等	職員担当

※ 平日8時30分～17時15分（土日祝、年末年始除く。）

関連リンク

- ・ ハラスメント対策総合情報サイト
あかるい職場応援団
＜外部リンク＞（厚生労働省ホームページ）
- ・ 職場におけるハラスメント防止のために
＜外部リンク＞（厚生労働省ホームページ）